

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社カノクス
【英訳名】	CANOX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小河 正直
【本店の所在の場所】	名古屋市西区那古野一丁目1番12号
【電話番号】	(052) 564-3511 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 花田 寛之
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区那古野一丁目1番12号
【電話番号】	(052) 564-3511 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 花田 寛之
【縦覧に供する場所】	株式会社カノクス東京支社 (東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号) 株式会社カノクス関西支店 (大阪市中央区本町二丁目1番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2026年6月23日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除のほか、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設等、所要の変更を行う。

取締役会の決議により取締役の責任を法令の範囲内で一部免除することができる旨の規定を新設するとともに、責任限定契約を締結できる役員の範囲の変更を行う。

その他、一部条文について文言の整理等を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

小河正直、小西伸雄、藤本善久、田中之介、花田寛之、奥川哲也及び辻佳世子を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

小林克成、荒井太郎及び毛利泰康を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

亀田善也を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭報酬とは別枠で年額50百万円以内（うち社外取締役は年額9百万円以内）とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を年10,000株（うち社外取締役は年1,800株以内）とするものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	78,805	245	-	-	(注)1	可決 99.69%
第2号議案						
小河 正直	77,304	1,746	-	-		可決 97.79%
小西 伸雄	78,234	816	-	-		可決 98.97%
藤本 善久	78,217	833	-	-		可決 98.95%
田中 之介	78,224	826	-	-	(注)2	可決 98.96%
花田 寛之	78,232	818	-	-		可決 98.97%
奥川 哲也	78,613	437	-	-		可決 99.45%
辻 佳世子	78,645	405	-	-		可決 99.49%
第3号議案						
小林 克成	77,874	1,176	-	-		可決 98.51%
荒井 太郎	77,815	1,235	-	-	(注)2	可決 98.44%
毛利 泰康	77,884	1,166	-	-		可決 98.52%
第4号議案	77,816	1,234	-	-	(注)2	可決 98.44%
第5号議案	78,162	888	-	-	(注)3	可決 98.88%
第6号議案	78,225	825	-	-	(注)3	可決 98.96%
第7号議案	77,678	1,372	-	-	(注)3	可決 98.26%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上